

知事評価の方法

●評価は、「項目別評価」と「全体評価」により行う。

- ① 項目別評価・・・法人から提出された業務実績報告書に基づき、中期目標の項目（大項目）ごとに「S」～「D」の5段階で評価する。
- ② 全体評価・・・項目別評価の結果を踏まえ、当該年度における業務実績の全体について、記述により総合的な評価を行う。

知事評価基準

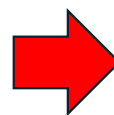
区分		判断の目安
S	中期目標の達成に向けて 特筆すべき進捗状況にある	・年度計画に記載された事項の実績が卓越した水準にある。 ・特筆すべき進捗状況にあると特に認める場合
A	中期目標の達成に向けて 順調な進捗状況にある	・年度計画に記載された事項をほぼ100%計画どおり実施している。 ・原則として小項目ごとの自己評価が<u>すべてS又はA</u>である。
B	中期目標の達成に向けて 概ね順調な進捗状況にある	・年度計画に記載された事項を80%程度以上計画どおり実施している。 ・原則として小項目ごとの自己評価における<u>S、A、Bの割合が8割以上</u>である。
C	中期目標の達成のためには 進捗がやや遅れている	・年度計画に記載された事項を80%程度未満しか達成できていない。 ・原則として小項目ごとの自己評価における<u>S、A、Bの割合が8割未満</u>である。
D	中期目標の達成のためには 進捗が著しく遅れており、 重大な改善事項がある	・年度計画に記載された事項を60%程度未満しか達成できていない。 ・重大な改善事項があると特に認める場合

①項目別評価

■ 県立病院機構による自己評価

大項目		小項目		自己評価
Ⅰ	県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	1	高度専門・政策医療の持続的提供と地域医療への貢献	A
		2	患者の視点に立った医療の提供	A
		3	安全で安心な医療の提供	A
Ⅱ	業務運営の改善及び効率化に関する事項	1	優れた経営体に向けた組織づくり	A
		2	人材の確保と資質の向上	A
		3	経営基盤の強化	A
Ⅲ	財務内容の改善に関する事項	1	予算、収支計画及び資金計画	B
Ⅳ	県の保健医療行政への協力と災害発生時の支援	1	県の保健医療行政への協力と災害発生時の支援	A
Ⅴ	その他業務運営に関する重要事項	1	法令・社会規範の遵守	A
		2	計画的な施設及び医療機器の整備	A
		3	埼玉県立精神医療センター建替えの検討	A

業務実績と
自己評価の
検証



■ 知事による評価

大項目		知事評価
Ⅰ	県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	D
Ⅱ	業務運営の改善及び効率化に関する事項	A
Ⅲ	財務内容の改善に関する事項	B
Ⅳ	県の保健医療行政への協力と災害発生時の支援	A
Ⅴ	その他業務運営に関する重要事項	B

大項目ごとの評価

大項目1 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

D

中期目標の達成のためには進捗が著しく遅れており、重大な改善事項がある

- ・ 3つの小項目から構成され、病院機構の自己評価はいずれも A 評価となっている。
- ・ 小児医療センターで発生した髄腔内注射治療後に重篤な神経症状を発症した事案により、一部診療を停止する事態に陥った。未だ原因究明に至っていない状況であり、安全で安心な医療の提供を使命とする県立病院として重く受け止める必要がある。

大項目2 業務運営の改善及び効率化に関する事項

A

中期目標の達成に向けて順調な進捗状況にある

- ・ 3つの小項目から構成され、病院機構の自己評価はいずれも A 評価となっている。
- ・ 理事会や経営戦略会議を通じて、適時適切な意思決定や経営課題の共有を図るなどガバナンスの強化に取り組んでいる。
- ・ 医療人材の確保や働き方改革を積極的に進め、収益の確保と費用の削減に取り組んでいる。

大項目3 財務内容の改善に関する事項

B

中期目標の達成に向けておおむね順調な進捗状況にある

- ・ 経常収支比率及び医業収支比率は、年度計画の目標を概ね達成した。
- ・ 令和7年度の期末資金についても法人の安定運営に必要な額を確保している。

大項目4 県の保健医療行政への協力と災害発生時の支援

A

中期目標の達成に向けて順調な進捗状況にある

- ・ 救急患者の積極的な受入れ、県内医療機関等との連携、地域への医師派遣など県の保健医療行政に協力するとともに、災害発生時の対応力強化に取り組んだ。

大項目5 その他業務運営に関する重要事項

B

中期目標の達成に向けておおむね順調な進捗状況にある

- ・ 3つの小項目から構成され、病院機構の自己評価はいずれも A 評価となっている。
- ・ 小児医療センターで発生した髄腔内注射治療後に重篤な神経症状を発症した事案により、一部診療を停止する事態に陥り、安全で安心な医療の提供を使命とする県立病院に対する県民の信頼を揺るがす事態を招いたことは重く受け止める必要がある。

②全体評価

評価結果

評 価	一部改善を要する重大な事項があり、年度目標の達成については課題を残した。
評価に至った理由	項目別評価は、大項目5項目中、A評価が2項目、B評価が2項目、D評価が1項目であり、病院機構の業務実績及び大項目の評価結果を総合的に勘案し、「一部に改善を要する重大な事項があり、年度目標の達成については課題を残した。」と判断したものである。
全体評価を行う上で特に考慮した事項	小児医療センターで発生した髄腔内注射治療後に重篤な神経症状を発症した事案により、一部診療を停止する事態に陥った。未だ原因究明に至っていない状況であり、安全で安心な医療の提供を使命とする県立病院として重く受け止める必要がある。 一方、人件費、診療材料費の高騰に伴う費用の増や患者の受療行動の変化など、医療を取り巻く環境の著しい変化の中にあっても、理事長の強力なリーダーシップの下、県からの保健医療行政の要請に的確に応え続けるとともに、県民から求められる医療の提供に努めた。

評価に当たっての意見・指摘等

- 県立病院機構には、本県の医療政策として必要とされる高度専門・政策医療を確実に提供するとともに、急速に進む高齢化や医療の高度化などの変化に柔軟に対応し、県民への良質な医療の提供や本県医療水準の向上に貢献してもらいたい。
- 県立病院機構の財務状況は、人件費、診療材料費等の高騰に伴う医業費用の増加が医業収益の伸びを上回る状況にあり、厳しさを増している。
県立病院機構が将来にわたって県の医療政策の推進に必要な高度専門・政策医療の提供や県内医療水準の向上に貢献していくためには、安定的な経営基盤の構築が不可欠である。
年度計画はおおむね達成しているものの、引き続き財務内容の改善及び効率化を着実に進め、安定した財務運営の確保に努めてもらいたい。
- 小児医療センターは、髄腔内注射治療後の重篤な神経症状の発症に係る事案の発生を踏まえ、医療事故調査委員会から提言があった対策の実施により医療安全を一層強化することで、県民の信頼回復に努めてもらいたい。また、県立病院機構は、医療提供体制に重大な影響が及ぶ又は及ぶことが予想される事案が発生した場合には、県への速やかな報告を徹底してもらいたい。